

NEDO 懸賞金活用型プログラム／脳由来信号を活用した新システムの開発

NEDO Challenge, Exploring Neurotech New Markets

1. 事業概要

1.1. 事業概要

- 本事業（以下、本チャレンジ）では、人を主たる対象とする脳由来信号を活用した新たな製品・サービスの創出を通じて、新規市場の形成および社会実装の促進を目指し、以下の2つのテーマについて公募を行います。
 - テーマ1：脳由来信号を活用したパフォーマンス最適化ソリューション開発
 - テーマ2：脳由来信号を活用したコミュニケーション革新ソリューション開発
- 各テーマの課題内容や応募例等の詳細は「別紙 ルールブック」（以下、ルールブック）を参照ください。
- 本チャレンジでは、これら2つのテーマを通じて、既存事例にとらわれない新たな価値創出を促すとともに、将来的な社会実装や市場創出につながる提案の創出を目指します。

2. 応募概要

2.1. 応募資格

- 原則、日本国に籍を有する者（法人、大学・研究機関等、個人）が応募すること。また、当該応募者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有していること。ただし、国外の籍を有する者（企業、大学、研究機関を含む。）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国内企業等との連携により応募することができることとします。国外企業等とのグループにより応募する場合は、我が国に籍を有する者を責任者として設置することとします。尚、課題解決のため、日本国内に主たる技術開発のための拠点を有しない国外企業等もこれに追加する（国外の籍を有する者のみからなる応募等を認める）必要がある場合には、当該課題の応募要件を別途定めます。
- NEDO「懸賞金の交付等に関する規程」第5条（応募者の暴力団排除に関する誓約）の事項（以下に記す）のいずれにも該当しないこと。
 - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 企画運営事業者（合同会社デロイトトーマツ）と利害関係にないこと。

（※）利害関係者の範囲について

一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者

二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者

三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者

四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者

五 その他機構が利害関係者と判断した者

- 事業管理上、NEDO の必要とする措置を適切に遂行できること。
- 応募（成果提出）締切日時までに成果を提出すること。
- 提出する成果は「国の競争的研究費（内閣府の「競争的研究費制度」）に該当するもののみで作製されたものではないこと。
- 「補助金交付等停止措置」に該当中の者ではないこと。「補助金交付等停止措置」の該当者は NEDO HP 内に掲載されている者としします。
- 上記に関わらず、当事務局が不適切と認めた場合や本事業に関する要件等に違反又は不正があった場合には、事務局の判断により応募資格取り消しまたは審査結果の全部または一部について取り消しを行うことがあります。

2.2. 応募方法

- 応募希望者は、事務局の指定する応募様式に従って、期限内に指定された方法で応募申請書および提案書（予選用）を提出してください。詳細は、「応募申請書」と「提案書様式」を参照ください。
- 応募に必要な様式については本チャレンジの特設サイトより応募書類をダウンロードできます。指定された様式以外での応募は認められません。
特設サイト URL：<https://neurotechchallenge.nedo.go.jp/>
- 応募者が複数のテーマに応募することも可能とします。その場合はテーマごとに書類の作成・提出が必要となります。
- 応募書類の作成ルール、必要な項目等は、ルールブックを参照ください。
- 応募後、提出書類について事務局にて体裁等の確認をいたします。書類不備および本懸賞広告との合致性が認められない場合等には、応募は無効となります。ただし、応募期間中に応募内容を修正の上、再応募することは可能です。

- 応募の有効/無効の結果については、原則 3 営業日以内に事務局より通知します。
- 事務局による確認時には順位付けは一切行いません。

3. 懸賞金及びインセンティブ

3.1. 懸賞金額

- 総合点が 1 位～3 位の応募者に対して以下の懸賞金を授与します。
テーマ 1 1 位：3,500 万円、2 位：1,500 万円、3 位：1,000 万円
テーマ 2 1 位：3,500 万円、2 位：1,500 万円、3 位：1,000 万円
- 特定の項目等に秀でた応募者には総額 1,000 万円程度の特別賞を授与します。（詳細は特設サイトにおいて公表します）
- 審査の結果、総合点が必要な基準に到達していない場合、応募要件に即していないと判断された場合には、懸賞金は支払いません。

3.2. インセンティブ

- 1 位～3 位および特別賞受賞者：
 - 表彰式での顕彰
 - メディア掲載・PR 支援等
- 予選通過者：
 - 本選に向けたビジネスモデル・ピッチに関するメンタリング機会
- 全ての応募者：
 - 提案書に対する審査委員からの評価・フィードバック
 - 開発支援として IRB リスト等の情報提供
 - 特設サイトに記載のコミュニティ参加を通じたチーム形成支援、ネットワーキング、勉強会（技術や事業計画策定等）の機会提供

4. 審査概要

4.1. 審査プロセス

- 本チャレンジは、予選審査、本選審査・プレゼン審査を実施します。
予選審査では、提出書類に基づき審査を行い、予選通過者に対して本選審査・プレゼン審査を行います。

4.2. 審査方式

- 当該領域の有識者で構成する懸賞金交付等審査委員会を設置します。予選審査では提出書類に基づいて審査します。本選審査では各種提出物に基づいて、プレゼン審査ではプレゼンに基づいて審査します。提出書類の詳細はルールブックを参照ください。必要に応じて申請者に対してヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

4.3. 審査基準・ルール

- 審査項目の詳細についてはルールブックを参照ください。
- 審査基準等が修正される場合、特設サイトにおいて公表します。

4.4. 懸賞金の交付決定及び分配の方法

- 民法に基づき、懸賞広告に記載の審査を経て決定した受賞者に懸賞金を支払います。
- 本チャレンジの審査は、懸賞金交付等審査委員会の中で実施します。
- ルールブック記載の評価項目に対する評点に基づき順位を決定します。同点者が発生した場合は、各項目における評点等も踏まえ懸賞金交付等審査委員会による厳正な討議を経て順位を決めることとします。
- 審査委員のうち、各応募者と利害関係を有する者は、その応募者についての審査から外れることとします。
- 応募者による研究開発の成果をコンテスト形式で審査し、目標水準以上の成果を上げた者に対して懸賞金を交付します。
- 指定される提出物を提出締切日時までに提出がなかった場合や審査の結果、目標水準に達する者がいなかった場合等には、「受賞者なし」となる可能性があります。
- 受賞者に対しては、コンテストの結果（順位、懸賞金額等）を通知し、特設サイト、NEDO 公募サイト等において受賞者、順位等を公表します。受賞者以外の応募者に対しては、受賞者とならなかった旨を通知します。
- 受賞者が受賞または懸賞金を辞退した場合においても、受賞者の繰り上げは行いません。

4.5. 審査員体制

- 以下に示す当該課題領域の有識者で実施します。なお、今後、審査員を変更・追加する可能性があります。

審査員名（敬称略）	所属等
武見 充晃（委員長）	国立大学法人広島大学准教授
茨木 拓也	株式会社 NTT データ経営研究所ディレクター
神谷 之康	国立大学法人京都大学教授
小山 雄太郎	株式会社 SandBox 共同経営者/CRO
竹内 悠貴	ON&BOARD 株式会社 Tech Executive
南 宇人	NTT コミュニケーション科学基礎研究所研究主任
吉村 奈津江	国立大学法人東京科学大学教授

4.6. 懸賞金の支払方法

- 受賞者決定後、受賞者からの請求書の提出をもって受賞者に NEDO が一括で支払います。
- グループ体制の場合、代表者が請求書において賞金を代表で一括受領する参加者一者（代表者自身でもかまわない）を指定し（海外口座の指定は不可）、NEDO は同者に同グループへの懸賞金全額を振り込みます。
- 請求書の発行については、別途受賞者（代表者）へ事務局から案内します。

- 受領後に必要な税務等の手続きについては、受賞者が適切に対応してください。

4.7. 交付決定取消事由

- 応募者が次のいずれかに該当するときは、NEDO は受賞の決定を取り消すことができます。なお、取り消しを実施した際には、速やかに交付先に通知するものとします。受賞の取り消しが発生したとしても、公表されたその他の順位や懸賞金に変更はありません。
 - 受賞者が、法令等に違反したとき
 - 受賞者が、懸賞金の交付等に関して不正をしたとき
 - 受賞者が、2.1 の規定の制約違反をしたとき
 - 受賞者が申請した応募内容に虚偽があったとき
 - 応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがある場合（応募後に侵害となった場合を含む）
- 受賞の決定を取り消した場合において、既に受賞者に懸賞金が支払われているときは、受賞者に対して、懸賞金の返還を請求することがあります。

5. スケジュール

- スケジュールの詳細は、決定次第本チャレンジ特設サイトにて公表します。
 - 懸賞広告開始 : 2026 年 2 月 27 日
 - 応募説明会 : 2026 年 3 月 19 日
 - 応募期間 : 2026 年 2 月 27 日～2026 年 6 月 30 日
 - 予選書類提出〆切 : 2026 年 6 月 30 日
 - 予選結果通知 : 2026 年 7 月末（予定）
 - 本選書類提出〆切 : 2026 年 12 月（予定）
 - コンテスト/表彰式 : 2027 年 2 月（予定）

6. 倫理および人権尊重に関する指針

- 本チャレンジでは、ニューロテクノロジーの開発・活用において、以下の原則を遵守してください。違反が確認された場合、審査対象から除外し応募の取り消しを行います。また、本選に向けた開発においては想定ユーザーへの検証実施に際し、必要に応じて研究倫理委員会による倫理審査を実施いただきます。
 - 人権の尊重：脳活動や神経データを含む全ての生体情報は、本人の自由意思に基づき取得し、利用目的を明確に説明した上で同意を得ること
 - プライバシー保護：個人を特定し得る情報は、適切な匿名化・暗号化等を行い、漏洩防止のための安全管理措置を徹底すること
 - 倫理的利用：ニューロテクノロジーを差別・監視・強制・精神的干渉等、人権侵害に繋がる用途に使用しないこと
 - 法令順守：国内外の関連法規（個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）、医療関連法、研究倫理規定等）を遵守すること

- 説明責任：技術の目的・方法・社会的影響について透明性を持って説明できること
- 参考規範・ガイドライン：

ニューロテクノロジーの開発・活用においては世界及び日本国内にてガイドラインが整備されつつある状況です。また、本選での検証は人を主たる対象としての実施が必要となります。そのため、応募者は、研究倫理に関するガイドラインへの遵守も必要となります。以下をはじめ、該当する検証に適した国際・国内におけるガイドライン等を参考に倫理的配慮の対応を実施の上、企画を推進してください。

【人を対象とする研究に対する倫理指針】

 - 世界医師会（WMA）：世界医師会ヘルシンキ宣言
 - 厚生労働省、文部科学省：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（日本）
 - 個人情報保護法（日本）

【ニューロテクノロジーに関わるガイドライン】

 - OECD: Recommendation of the Council on Responsible Innovation in Neurotechnology (2019)
 - UNESCO: Draft Recommendation on the Ethics of Neurotechnology (2025)
 - Moonshot Internet of Brains：ブレインテックガイドブック（日本：vol.1, vol.2）

7. その他

7.1. 知的財産権の取り扱い

- 知的財産権の帰属
 - 提出された成果に関する著作権その他の知的財産権は応募者に帰属します。
 - ただし、共同開発が発生した場合の知的財産権の帰属・利用範囲・利益分配等は、共同開発を行う当事者間の責任において契約等で定め、管理してください。事務局は直接関与しません。
- 権利侵害の禁止
 - 提出する成果は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限ります。万一、応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがあると事務局が判断した場合（応募後に侵害となった場合を含む）、受賞発表後でも受賞を取り消すことがあります。
 - 応募者は、成果物に関する権利関係を自らの責任で確認し、必要な権利処理を行ってください。
- 秘密保持
 - 事務局及び審査員は、応募者が機密情報として明示した情報を第三者に漏洩しません。
 - 機密情報の範囲は、応募者が提出時に明確に指定するものとします。
 - ただし、応募者が公開を承諾した情報、または既に公知の情報はこの限りではあ

りません。

7.2. 個人情報の取り扱い

- 提出書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について NEDO との調整を経て決定することとします。
- 提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く）。
 - 成果の審査・選考・事業管理
 - コンテスト後の事務連絡、資料送付等
 - 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成

7.3. EBPM に関する取組への協力について

- EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の取組を政府として推進すべく、提供された情報（提供された情報を加工して生じた派生的な情報も含む）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。情報提供にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力を同意したものとします。

8. 主催者及び事務局情報

- 主催者：
 - 経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション政策課
 - 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）AI・ロボット部
- 事務局（問い合わせ先）
 - Neuro Tech NEDO Challenge 運営事務局（合同会社デロイトトーマツ）
 - 連絡先：neuro-tech@tohmatu.co.jp

9. 別紙

- 別紙 ルールブック

以上